

《引上げ分に係る地方消費税収の使途の明確化について》

平成26年4月1日に引き上げとなった地方消費税収は、地方消費税交付金として交付され、その引き上げ分については全額を社会保障費に関する経費に充てることとされているため、以下にその詳細を明示する。

【単位:千円】

項 目		決 算 額
歳 入	令和3年度地方消費税交付金(社会保障財源分)	149,372
歳 出	社会保障施策に要する経費(下記のとおり)	1,373,371

【社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費】

【単位:千円】

費 目	経 費	財 源 内 訳						主 な 事 業
		特 定 財 源			一 般 財 源			
		国県支出金	地方債	その他	引上げ分の地方消費税(社会保障財源化分の市町村交付金)	その他		
社 会 福 祉	社会福祉費	387,135	294,601			42,106	50,428	自立支援事業、地域生活支援事業、重度心身障害者(児)医療給付助成事業 など
	老人福祉費	4,854			626	528	3,700	老人保護措置事業、在宅生活支援事業
	児童福祉費	688,623	536,030		5,347	74,897	72,349	障害児支援事業、児童手当支給事業、子ども医療費助成事業 など
	小 計	1,080,612	830,631	0	5,973	117,531	126,477	
社 会 保 険	介護保険事業	170,098	10,298			18,500	141,300	介護保険特別会計繰出金
	国民健康保険事業	119,024	54,680			12,945	51,399	国民健康保険事業特別会計繰出金
	小 計	289,122	64,978	0	0	31,445	192,699	
保 健 衛 生	保健衛生費	3,637	455		42	396	2,744	後期高齢者健康診査事業、母子保健事業、健康増進事業 など
	小 計	3,637	455	0	42	396	2,744	
合 計	1,373,371	896,064	0	6,015	149,372	321,920		

※一般職人件費・一般事務費は除く。